

第 311 回愛媛海区漁業調整委員会議事録（案）

1 開催日時 令和 6 年 12 月 11 日（水）14：55～16：00

2 開催場所 松山市二番町四丁目 6 番地 2
愛媛県水産会館 6 階大会議室

3 出席者

（1）委員 佐々木護 網江正安 喜田ヒサ子 林喜代行 藤田一也
平井義則 武田晃一 中矢宏明 福島大朝 立花弘樹
渡邊敏孝 竹ノ内徳人

（計 12 名）

（2）県 農林水産部水産局水産課 梶田課長 （事務局長）
中島資源管理係長
久枝漁業調整係長
東予地方局水産課 成田課長
南予地方局水産課 八木課長
南予地方局愛南水産課 高島課長
南予地方局八幡浜支局水産課 薬師寺課長

（計 7 名）

（3）事務局 逢阪書記 篠崎書記 大谷書記 松本書記

（計 4 名）

（4）傍聴者 なし

4 付議事項

（1）愛媛県資源管理方針の変更について（諮問）

【結果】諮問内容のとおり変更して差し支えない旨答申

（2）愛媛県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

【結果】諮問内容のとおり改正して差し支えない旨答申

（3）まいわし太平洋系群、まあじ、かたくちいわし太平洋系群及びかたくちいわし
瀬戸内海系群に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定に
ついて（諮問）

【結果】諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申

（4）知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（諮問）

【結果】諮問内容のとおり改正して差し支えない旨答申

（5）新規の許可等について（諮問）

【結果】諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申

- (6) 宇和海におけるいわし・あじ・さば以外の浮魚をとることを目的とする中小型まき網漁業の新設について（協議）

【結果】南予部会に付託して協議することが決定

- (7) 宇和海におけるいわし・あじ・さば機船船びき網漁業の操業区域拡大について（協議）

【結果】同日開催の愛媛海区漁業調整委員会南予部会の決定を経て、当該要望書を宇和海漁業協議会に差戻し、関係当事者による再考を促す旨回答

5 報告事項

- (1) くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の変更について
(2) 連合海区・広域漁業調整委員会について
(3) 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議について

6 その他

7 議事の内容

1 開会

逢 阪 書 記 定刻となりましたので、ただいまから、第311回愛媛海区漁業調整委員会を開催します。

本日は高木委員、中山委員が都合により欠席ですが、委員定数15名に対し12名の委員が出席されておりますので、委員会事務規程第5条第1項の規定により、委員会は成立していることを御報告します。

また、会議に入ります前に、ここで配付資料の確認をさせていただきます。資料は、1枚ものの次第と愛媛海区漁業調整委員会委員名簿、ホッチキス留めした資料1から資料10でございます。御確認のほど、お願いいたします。お揃いでしょうか。

それでは、同規程第4条第1項の規定によりまして、会の進行を、佐々木会長にお願いします。

2 会長挨拶

佐々木会長 委員の皆様には、お忙しいところ、御出席をいただき誠にありがとうございます。また、平素は、当委員会の運営に、何かとお力添えをいただきまして、改めて、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日は付議事項として、事前に御案内申し上げましたとおり、愛媛県資源管理方針についての諮問ほか計7件を御審議いただくことになっております。

また、このほか、くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の変更についてなど、計3件の報告事項もあります。

どうぞ、慎重な御審議と適切な御決定を賜われますよう、お願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

3 議事録署名人選出

佐々木議長 議事に先立ちまして、議事録署名人を選出します。慣例により、私から、指名させていただきます。本委員会の議事録署名人は、藤田委員さんと喜田委員さんの御両名に、お願いします。

4 (1) 第1号議案 愛媛県資源管理方針の変更について（諮問）

佐々木議長 これより、議事に入ります。第1号議案、愛媛県資源管理方針の変更についてを議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

逢阪書記 それでは、資料1の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

（ 諮問文朗読 ）

諮問内容の詳細については、水産課から、説明をお願いします。

中島係長 （資料に基づき説明）

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより委員の皆様にお伺いします。

中矢委員 かたくちいわし瀬戸内海系群ということですが、このステークホルダー会合というのは、どこで開かれて、誰が出席予定であるのかを詳しく説明をお願いします。

中島係長 これまでに行われたステークホルダー会合については、瀬戸内海系群は、主に神戸市で行われております。太平洋系群は、東京都の方で行われております。

ステップ2からステップ3に上がる場合の開催については、開催前にその都度、連絡があります。

参加対象者については、利害関係者ということで、漁業者、加工流通業者等幅広く参加することができる会合です。

佐々木議長 他に御意見はございませんか。

委員一同 （ 意見なし ）

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りいたします。第1号議案、愛媛県資源管理方針の変更につきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 （ 異議なし ）

佐々木議長 御異議がないようですので、そのように決定いたします。

4 (2) 第2号議案 愛媛県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

佐々木議長 続きまして、第2号議案、愛媛県漁業調整規則の一部改正についてを議題とします。事務局から、説明をお願いします。

逢阪書記 それでは、資料2の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

（ 諮問文朗読 ）

諮問内容の詳細については、水産課から、説明をお願いします。

久枝係長 （資料に基づき説明）

佐々木議長 説明が終わりましたので、委員の皆様に御意見をお伺いします。

委員一同 （ 意見なし ）

佐々木議長 御意見がないようですので、お諮りいたします。第2号議案、愛媛県漁業調整規則の一部改正につきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えないものとして、また、先ほど説明のありました附帯決議についても、併せて御異議ございませんか。

委員一同 （ 異議なし ）

佐々木議長 御異議がないようですので、そのように決定いたします。

4 (3) 第3号議案 まいわし太平洋系群、まあじ、かたくちいわし太平洋系群及びかたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

佐々木議長 続きまして、第3号議案、まいわし太平洋系群、まあじ、かたくちいわし太平洋系群及びかたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定についてを議題とします。事務局から、説明をお願いします。

逢阪書記 それでは、資料3の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

（ 諮問文朗読 ）

諮問内容の詳細については、水産課から、説明をお願いします。

久枝係長 （資料に基づき説明）

佐々木議長 説明が終わりましたので、委員の皆様に御意見をお伺いいたします。

委員一同 （ 意見なし ）

佐々木議長 御意見がないようですので、お諮りします。第3号議案、まいわし太

平洋系群、まあじ、かたくちいわし太平洋系群及びかたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定についてにつきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 （異議なし）

佐々木議長 御異議がないようですので、そのように決定します。

4 （4）第4号議案 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（諮問）

佐々木議長 続きまして、第4号議案、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正についてを議題とします。事務局から、説明をお願いします。

逢阪書記 それでは、資料4の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

（諮問文朗読）

諮問内容の詳細については、水産課から、説明をお願いします。

久枝係長 （資料に基づき説明）

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより委員の皆様にお伺いします。
何か御意見はございませんか。

委員一同 （意見なし）

佐々木議長 御意見がないようですので、お諮りいたします。第4号議案、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正につきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 （異議なし）

佐々木議長 御異議がないようですので、そのように決定いたします。

4 （5）第5号議案 新規の許可等について（諮問）

佐々木議長 続きまして、第5号議案、新規の許可等についてを議題とします。事務局から、説明をお願いします。

逢阪書記 それでは、資料5の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

（諮問文朗読）

諮問内容の詳細については、水産課から、説明をお願いします。

久 枝 係 長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、委員の皆様にお伺いいたします。

中 矢 委 員 うなぎ稚魚漁業の申請について、うなぎ種苗需給調整協議会のときもお話ししたと思いますが、許可の数が増える可能性があるのか教えてくださいませんか。

先ほどの説明では、許可した人しか漁業ができないように聞こえました。

今後、同じ組合内で申請があった場合の対応について、詳しく教えてください。

久 枝 係 長 うなぎ稚魚漁業につきましては、操業する者について、制限措置に定めて行うこととなっておりますが、今後そのような要望があった場合は、こちらの改正を伴うことになるかとは思いますが、その場合につきましては、適切な御検討についてお伺いすることになるかと思えます。

中 矢 委 員 わかりました。それでは、増える可能性があるということで理解しておいていいですね。

久 枝 係 長 可能性としましては、これまでうなぎ種苗需給調整協議会に入られている方で、獲っていない方もおられますので、その時々で検討させていただきます。

中 矢 委 員 うなぎ種苗需給調整協議会の場合には、地元の漁協が認めた人のみ、稚魚を採捕できるように現在していると思います。そうでないと地元の漁協の理解は得られません。うなぎ種苗需給調整協議会に準じた運用をしていただかないと、他の組合との調整が困難となりますので、地元の漁協と諮りながらやっていただきたいと思います。

梶田事務局長 うなぎ稚魚漁業につきましては、やりたい方がいらっしゃるということとは十分承知しておりますが、基本現状を維持したいと考えており、増やす場合については、協議が必要と考えておりますので、現状としては、増やさないという理解のもとに、慎重に取り扱いたいと思っております。個別の事案については、また別途協議していくということで御理解いただければと思います。

中 矢 委 員 うなぎ種苗需給調整協議会で、少し言い争いとなった経緯があったので質問しました。

会員の一部の組合や支所では、申請していないところもあります。過去にうなぎ稚魚漁業を営んでいた者が、協議会の会員になっていますが、その方たちが、再度漁業を営もうとしてもできないという状況であれば、会員としていられないと心配する方もいると思います。

梶田事務局長 そのことについては承知しております。いずれにしてもこの委員会で

諮ることになろうかと思しますので、御理解いただければと思います。

中 矢 委 員 わかりました。

佐々木議長 他に御意見はございませんか。

委 員 一 同 （ 意見なし ）

佐々木議長 それでは御意見も出尽くしたようでございますので、お諮りいたします。第5号議案、新規の許可等につきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委 員 一 同 （ 異議なし ）

佐々木議長 御異議がないようですので、そのように決定いたします。

4 （6）第6号議案 宇和海におけるいわし・あじ・さば以外の浮魚をとることを目的とする中小型まき網漁業の新設について（協議）

佐々木議長 続きまして、第6号議案、宇和海におけるいわし・あじ・さば以外の浮魚をとることを目的とする中小型まき網漁業の新設についてを議題といたします。事務局から、説明を願います。

逢 阪 書 記 それでは、資料6の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

（ 諮問文朗読 ）

諮問内容の詳細について、説明します。

（資料に基づき説明）

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより委員の皆さんに御意見をお伺いいたします。

武 田 委 員 意見ではないのですが、現状を教えてください。

この要望書が提出されたのは、令和4年だったと思います。それは、その1、2年前にモジャコが全く漁獲されなかった経緯があったかと思いますが、ここ数年は、モジャコの漁獲量が安定していると聞いています。

この要望書をあえて今出してきたのは、現状として、漁業者等の現場からの要望があるのでしょうか。

梶田事務局長 この要望が上がったときは、私が南予地方局の水産課長として赴任していた令和3年度になります。

当時は、極端にモジャコの漁獲量が減少し、皆さん困り果てておりました。最終的には、県外の定置網漁業の種苗を買うなど、色々と手配を尽くしましたが、その中で最良の策として考えられたのは、当時意図せ

ずに漁獲されたモジャコより少し大きい個体を集めて種苗に回すということでした。

その場合、イワシ、アジがたくさんいて、ブリだけを狙うということになりますと、現在の制度上では非常に問題となることから、種苗確保を目的とした方針を新たに設立しようということになり、この協議が進んだと理解しております。

ここ数年は、モジャコの漁獲量が安定しており、現場からの要望はありませんが、これが今後いつどうなるのかわからない状況でもあります。また、いざ獲れないという状況になった際は、再度調整委員会に諮って、同様の手順を行うようにすると、時間がかかり、対応できなくなるため、慎重に検討した上で、現段階で御審議いただくというふうに理解しております。

平井委員 モジャコは、県外から入ってきます。

極端に漁獲量が減少したときに、まき網漁業者が操業している宇和海近海でモジャコより少し大きい個体を確認されましたが、現行の制度上では採捕することができませんでした。

現状としては必要ないと思いますが、将来何が起こるかわからないので、同様のことが起きた際に対処できるように要望があったのだと思います。

佐々木議長 他に御意見はございませんか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りいたします。第6号議案、宇和海におけるいわし・あじ・さば以外の浮魚をとることを目的とする中小型まき網漁業の新設につきましては、南予部会に付託して協議することとし、今後開催される南予部会の検討の結果をもって委員会の決定事項とすることに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議がないようですので、そのように決定いたします。

4 (7) 第7号議案 宇和海におけるいわし・あじ・さば機船船びき網漁業の操業区域拡大について(協議)

佐々木議長 続きまして、第7号議案、宇和海におけるいわし・あじ・さば機船船びき網漁業の操業区域拡大についてを議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

逢阪書記 協議内容の詳細について、説明をいたします。
(資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、委員の皆様にお伺いいたします。

福島委員 これは、10年ほど前に宇和海漁業協同組合協議会から、要望書の提出があったと思います。10年前と今とは、ほとんど環境が変わっています。あの時、10年後には、宇和海のパッチ網漁業者は半分以下になるだろうという提示がありましたけども、実際に今現在、半分以下になりました。皆さん漁業を営んでいる方はわかると思いますが、漁業区域が600メートルということで、わずかな面積で操業しています。そんな中、世の中の法律がどんどん変わってきて、違反操業を規制する中で、漁業者の方もやはり自分の息子たちに、そういう違反漁業をさせたくないということで、どんどん後継者も減ってきて今に至っています。今、愛媛県の漁業者の年齢の平均は70歳になっています。このまま放置しておくと、10年後は、今のまた半分になると思います。やはり今若い後継者がいる漁種もあると思うので、県も規制の見直しを検討するなどして、取り組んでいただきたいと思います。またここで議題に上がってきたときには皆さんの御理解をいただけたらと思います。

佐々木議長 他に御意見はございませんか。

平井委員 先ほどの県の方の説明のとおり、南予部会で先ほど協議を行いまして、この承認を得たら、宇和海漁業協議会の方に差戻すということが、先ほどの南予部会の決定でございますので、ぜひ皆さんにはそういうことで承認していただきたいというふうに思っております。

佐々木議長 他に御意見はございませんか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。第7号議案、宇和海におけるいわし・あじ・さば機船船びき網漁業の操業区域拡大につきましては、南予部会に付託して協議を行っていましたが、先ほど説明がありましたように、南予部会からは、一旦、この要望について宇和海協議会に戻し、新たな操業区域の設定を含め県及び漁業者間で再度協議・調整することとしたいことを考慮し、本委員会の意見として、要望書を県から宇和海協議会に差戻し、再考を促すよう回答することにしたいと思いますが、この御意見の対応で御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 それでは御異議がないようですので、ただいま申し上げましたように、決定をさせていただきます。

5 報告事項(1)くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の変更について

佐々木議長 以上で、事前にお知らせしておりました付議事項が終わりましたので、

次に報告事項に移ります。くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の変更についてを報告願います。

逢 阪 書 記 報告の内容につきましては、水産課から、説明をお願いします。

久 枝 係 長 (資料に基づき報告)

佐々木議長 報告が終わりましたので、ただいまの報告について御質疑、御意見等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 一 同 (意見なし)

5 報告事項(2) 連合海区・広域漁業調整委員会について

佐々木議長 御意見がないようでございますので、次に連合海区・広域漁業調整委員会についてを報告願います。

大 谷 書 記 (資料に基づき報告)

佐々木議長 報告が終わりましたが、何かお聞きの点、御質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 一 同 (質疑なし)

5 報告事項(3) 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロックについて

佐々木議長 御意見がないようでございますので、次に令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロックについてを報告願います。

大 谷 書 記 (資料に基づき報告)

佐々木議長 報告が終わりましたが、何か御意見等ございましたら、お伺いいたします。

委 員 一 同 (質疑なし)

佐々木議長 特に御意見がないようでございますので、これをもちまして、報告事項を終わります。

6 その他

佐々木議長　　以上で、事前にお知らせをしておりました議題は、全て終了しましたが、最後にその他として何かございませんか。

委員一同　　（意見なし）

佐々木議長　　それでは、全ての議事が終了しましたので、これをもって本日の委員会を閉会させていただきたいと思います。

皆様方大変お忙しい中、御出席をいただきまして、提案の事項につきましては、すべて原案通り承認をいただきまして誠にありがとうございました。

16 時 00 分　閉会